

第27回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和5年9月12日 火曜日 午後1時30分
県庁11F 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 新谷 栄作

(2) 議事事項

- ① 漁業許可の更新等について（小型いか釣り漁業（あかいか）、小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこけた網））
- ② まいわしに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- ③ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- ④ 漁業権の免許交付について
- ⑤ 北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議の結果について
- ⑥ 7月・8月の許認可実績について
- ⑦ その他

(3) 通知を發した年月日 令和5年9月5日

3. 出席者

出席委員（13名）

会長 新谷 栄作

会長代理 五十嵐誠一

委員 小川 英樹

〃 坂下 優

〃 中村 明子

〃 木戸 信裕

〃 中 浩二

委員 稲村 幸雄

〃 勝木 省司

〃 杉野 哲也

〃 太田 均

〃 川島 和彦

〃 橋本 勝寿

欠席委員（2名） 坂下 優、笹波 守勝

水産課 藤原水産課長、沢田課参事、須沼専門員、坂本主任技師、
原田主任技師、川田技師

事務局 木本局長、山岸主任技師

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 漁業許可の更新等について（小型いか釣り漁業（あかいか）、小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこけた網））（資料1参照）

①制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

②許可等の取扱方針の一部改正について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の一部改正を承認した。

- (2) まいわしに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
(諮問) (資料2参照)
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
- (3) くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(諮問) (資料3参照)
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
- (4) 漁業権の免許交付について (資料4参照)
水産課より報告を受けた。
- (5) 北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議の結果について (資料5参照)
事務局より報告を受けた。
- (6) 7月・8月の許認可実績について (資料6参照)
水産課より報告を受けた。
6. 委員会終了時間 午後2時30分

第27回海区漁業調整委員会の議事の顛末

木 本 局 長 皆様お集まりになりましたので、第27回石川海区漁業調整委員会を開催します。
なお、本日は、中村浩二委員、笹波委員から欠席の連絡を受けております。
それでは、開会にあたり、新谷会長からご挨拶をお願いします。

新 谷 会 長 ご苦労様です。残暑厳しい中、9月に入りまして底引き網漁も解禁になり、各港も日増しに活気を取り戻しつつあります。9月は例年ですと台風シーズンであり、まだまだ気を抜けないところでありますが、秋漁に向けての海上の安全と大漁を願うところであります。
今日は月跨ぎの久しぶりの会議であります。慎重なるご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

木 本 局 長 ありがとうございます。
議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。
最初に次第、資料-1「漁業許可の更新等について」諮問文が先にあるもの、資料-2「まいわしに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」こちらも諮問文が先にあるもの、資料-3「くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」こちらも諮問文が先にあるもの、資料-4「漁業権の免許交付について」資料-5「北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議の結果について」、資料-6「7月・8月の許認可実績について」、参考資料として7月・8月分の漁海況情報をおつけしています。
以上ですが、お手元におそろいでしょうか。

[全員、資料がそろっていることを確認後]

それでは新谷会長、議事の進行をお願いします。

新 谷 会 長 本日の議事録署名人を小川委員と五十嵐委員をお願いします。

[両委員 了承]

新 谷 会 長 では、議題1の「漁業許可の更新等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の一部改正についても説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師 資料1をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師

水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いたします。資料は右肩に資料1とあるもので、ページ番号は1ページから3ページです。

まず2ページをご覧ください。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、(1) 小型いか釣り漁業(あかいか)、(2) 小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業なまこけた網)です。

お示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太枠の部分が、今回ご審議いただく内容である、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、遊休許可の枠数管理の数です。これについて3ページでご説明いたします。

まず、(1) 小型いか釣り漁業(あかいか)につきまして、こちらは遊休許可の枠数管理から新規許可するもので、県漁協志賀支所から1件の要望がありました。

この要望について、現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を資料に記載のとおり変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の33件、うち遊休許可の名簿管理の数0件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は34件となります。遊休許可の名簿管理の数は0件と変わりません。これによって、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の2件から1件減って1件になります。

次に、(2) 小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業 なまこけた網)につきまして、こちらは1年ごとの短期許可で、有効期間が終了となり、更新時期を迎え、引き続き許可するものです。対象支所及び出張所は、七尾西湾出張所及びななか支所となります。許可件数は昨年と変わらず4件となっております。

以上を踏まえ、2ページに記載の(1) 小型いか釣り漁業(あかいか)の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を1、遊休許可の枠数管理の数を1とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間については、現在操業時期であり、ひと月の申請期間を取ると当該漁業の時期を失し、経営に支障を及ぼすことから、令和5年9月12日から令和5年9月19日までとします。なお、許可の取扱い方針については、今回資料として添付していませんが、取扱い方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

続いて(2) 小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業 なまこけた網)の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を4とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和5年9月12日から令和5年10月11日までとします。なお、こちらの許可の取扱い方針も今回資料として添付していませんが、内容の変更はありません。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくをお願いします。

新 谷 会 長 ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問なし]

新 谷 会 長 質問等がなければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて許可等の取扱方針の一部改正について、案のとおり了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

新 谷 会 長 では、次に、議題2の「まいわしに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」、知事より諮問がきておりますので、説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師 資料2をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

原 田 主 任 技 師 水産課の原田です。ページをめくっていただきまして、「まいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」と記載してある説明資料をご覧ください。

その他漁業管理区分（定置漁業等）枠から県への留保への繰入れ（案）とありますが、まいわし対馬暖流系群というのが、いわゆる日本海側のまいわし資源ということでTAC管理されております。本県においては、県全体のTACのうち中型まき網漁業とその他の漁業の2つに分けて配分を行っているところです。その他漁業としては、定置漁業が大半を占めることとなりますが、そちらの余剰分を県の留保に繰入れさせていただくことに関する諮問となります。

表の右側に現時点配分数量と合わせて現時点の漁獲実績と消化率を記載してあります。県全体として26,100トンのTACが割り当てられているところ、現状、10,678トンの漁獲がありまして、消化率は40.9%となっております。中型まき網漁業の方は、配分が5,600トンありまして、現状の漁獲量は1,306トン、消化率23.3%となっております。その他漁業につきましては、配分が16,000トンのうち、9,371トンの漁獲がありまして、消化率58.6%となっております。

ご承知のとおり、近年の定置漁業によるまいわしの漁獲というのは、春漁期がそのほとんどを占めており、今後の漁獲というのはほとんど見込まれません。参考までに直近10年の9月から12月までの最大漁獲量を調べたところ、定置漁業では最大で283トン、まき網漁業の方は漁場形成によっては漁獲が伸びる可能性はありますが、直

近10年の最大値は913トンということで、現状の枠であれば余裕がある状況となっております。

そういったなかで、県の留保に4,500トンとまだまだたくさんありますが、この留保から他県、特に西側の県ですとこれからマイワシの漁期が始まってくるところがございますので、そういった県等と積極的にTACの枠の交換・融通を行っていこうという趣旨で、留保の方に余剰分を繰入れさせていただきたいと考えております。特に定置漁業の方は今後の漁獲がほとんど見込まれないことから、この余剰分のうち、5,500トンを県の留保に入れさせていただいて、表の左にありますとおり、県の留保を10,000トンとし、この留保分を融通の原資にさせていただくということを考えております。

資料下の方に今後の対応予定とありますが、今回の諮問・答申を受けた後、数量変更についての告示を発出しまして、変更手続きをとることになります。他県や大中型まき網等、他の区分の漁獲状況に応じて、この県の留保の数量から融通に対応する予定としております。

なお、県内においても突発的な来遊が発生する可能性もございますので、枠の不足が生じるような場合は、この留保から戻すなり、追加配分するなりで対応いたしますし、万が一、それ以上の来遊があり、県のTACが足りなくなった際には、逆に他県や国の留保から融通させていただくといった手続きを行いまして、あくまで県内の漁業者の操業の妨げにならないということを前提に、余剰分を有効活用しようという趣旨で、融通に対応するために、このような手続きをさせていただきたいというものになります。

説明は以上です。

新 谷 会 長 ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

川 島 委 員 全国的な消化率はどれくらいですか。

原田主任技師 全国的な消化率については、県では把握するのが難しいためわからないが、聞いてるところですと、県によっては7割を超える漁獲があり、今後も漁期が続く中でTAC枠が足りなくなってくるのではないかとこの県や区分があると聞いています。実際、内々にですが、融通について相談を受けているところもございます。

新 谷 会 長 他に質問等がなければ、知事からの諮問「まいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」は、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

新 谷 会 長 では、次に、議題3の「くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」、知事より諮問がきておりますので、説明をお願いします。

山岸主任技師	<p>資料3をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ておりません。</p> <p style="text-align: center;">[諮問文朗読]</p> <p>内容について、水産課より説明をお願いします。</p>
原田主任技師	<p>水産課の原田です。ページをめくっていただきまして、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）のTACの追加配分ということになります。</p> <p>先ほどと趣旨は異なりまして、県の留保として配分せずに持っていた数量を、漁期も終盤に差し掛かってきたことから、各区分に配分する手続きになります。</p> <p>具体的には、小型魚については、漁船漁業の方に県の留保から1トン、大型魚については、県の留保から定置網区分の方に2トン追加配分する案になります。漁船漁業の方については、以前の委員会でお諮りして、県の留保から最低限の追加を行ったところではありますが、冬漁期に、特に内浦海域において釣り漁業の実態があるということで、あまり多くはありませんが留保の方から配分し、操業をしていただくものになります。</p> <p>大型魚につきましては、逆に漁船漁業による漁獲はこれからの時期は見込まれないため、枠の大半をしめる定置網に追加配分を行うものになります。ここ数年は、漁期末の漁獲の積み上がりが激しく、超過の恐れがあるため、現時点で留保を0にするというのは難しい状況ではありますが、できるかぎり枠を有効活用していただくということで、現時点ではこの数字を配分させていただくという案としております。冬漁期には急激な漁獲の積み上がりがありまして、毎日、漁協支所を通じて水産課に報告をいただいておりますが、今後の管理におきましてもご協力をお願いしまして、この枠を守りつつ、有効活用することに努めて参りたいと思います。</p> <p>今後の対応予定としましては、今回の諮問答申を経まして、数量変更の告示を発出することになっております。</p> <p>なお、留保の残量につきましては、やむを得ない積み上がりが生じた場合でも枠を超過しないように備えとして、現時点ではこのままにしておき、追加配分の必要が生じた場合には、その都度、海区委員会に諮問させていただいて、その利用を決めていくことを想定しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
新谷会長	<p>ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。</p>
坂下委員	<p>昨年の方の消化状況について教えてください。</p>
坂本主任技師	<p>昨年のくろまぐろの漁獲実績ですが、小型魚が99.9%、大型魚も7割超となっております。どちらも枠の融通を試みましたが、全国的にひっ迫しており、皆様にぎりぎりまで獲っていただいた状況となっております。ですので、まったく余らせているというような活用はしておらず、皆様に管理についてご協力をいただきながら</p>

ら、枠を消化したという状況になっております。今年度に関しましても、冬場の操業はひっ迫するような状況となることを見込まれますので、他県からの融通も考えながら、皆様と協力しながら管理を進めていきたいと考えております。

川 島 委 員

遊漁は1人1尾まで釣ってよいとなっているが、販売許可を持っている魚屋には売ってもよいという話を耳にしたが、市場を通さず売ってもよいのですか。

坂 本 主 任 技 師

遊漁によるくろまぐろの扱いについては、水産庁から通知が出ており、市場に出してはいけないとなっております。また、販売することについても、その行為は漁業に当たることから禁止されております。もし、それが横行しているということであれば、また教えていただければと思います。

新 谷 会 長

他に質問等なければ、知事からの諮問「くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」は妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

新 谷 会 長

次に、議題4の「漁業権の免許交付について」水産課より説明をお願いします。

須 沼 専 門 員

水産課の須沼です。資料4をご覧ください。漁業権の免許交付等についてとなります。

まず1番目、漁業権免許の概要についてですけれども、前回の委員会で答申いただいた内容のとおり、令和5年の9月1日付で申請者に対して、共同漁業、区画漁業、定置漁業のそれぞれの漁業権に対して免許交付しております。

免許者及び免許の内容等については、11ページ目以降の別添一覧のとおりとなっておりますので、お時間あるときにご参照いただければと思います。

実際に免許した件数ですけれども、共同漁業に関しては、切り替え前より3件減って34件、区画漁業に関しては、切り替え前より7件減の56件、定置漁業に関しては、切り替え前より7件減の54件となっております。

次に2番目、沿岸漁場管理の概要についてでございます。こちらでも前回の委員会で答申いただいたとおり、石川県漁業協同組合を令和5年9月1日付で、沿岸漁場管理団体に指定しております。保全漁場の区域については、輪島市の地先にあります共同第8号の区域としておりますし、保全活動の種類につきましては、漂流物等の除去及び有害動植物の駆除活動、種苗放流活動としております。存続期間については、共同漁業権と同じ10年とし、令和5年9月1日から令和15年8月31日までとしております。

以上、簡単ではございますが、漁業権の免許交付等についての報

告になります。

新 谷 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

新 谷 会 長

ないようであれば、次に、議題5の「北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議の結果について」、事務局より説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師

事務局の山岸です。資料5をご覧ください。

9月7日の木曜日、石川県庁1405会議室におきまして、午後2時から令和5年度北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議が開催されました。出席者は、新潟海区、佐渡海区、富山海区、福井海区、石川海区の5海区の会長及び事務局職員、それに藤原課長の15名でございました。

議事結果概要ですが、議題1は、10月12日から13日にかけて、山口県で開催予定の「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提出議案について」で、①クロマグロの資源管理について、②沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整及び制限について、③外国船の取締強化と漁業者の安全確保について、④ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について、⑤遊漁者に対する操業ルール作りと漁業との調整についての5議案を共同提案することが承認されました。

議題2として、「令和4年度に発動した委員会指示について」、各海区から報告を受けました。

議題3としまして、「各海区における漁業調整問題について」ということで、福井海区から「光力規制について」報告がございました。内容としましては、福井県では集魚灯等の光を使用した釣りに対し、委員会指示による光力規制、具体的にはkw数による規制を行っているが、近年の技術進歩によりLEDの発光効率が向上し、現行の委員会指示で定める光力規制では、船舶の設備、LEDの性能によっては他の船に比べて明るすぎるという事態が生じているとのことでした。

続きまして、議題4の情報交換につきましては、富山海区から「くろまぐの遊漁船対策について」の話題があげられ、各海区の状況等について情報交換が行われました。各県においても、クロマグロの資源増加に伴い、遊漁者によるクロマグロの採捕が増えており、その対応に苦慮しているとのことでした。

議題5は「北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議のあり方について」です。当会議は4県5海区における漁業調整問題などについて協議・調整する場として、また全漁調連日本海ブロック会議をとおして、国に提案する事項を協議・調整する場としての役割を果たしてきました。しかしながら、近年は漁業調整問題も少ないため協議は行われておらず、また、4県5海区から国への

要望事項についても、日本海ブロックの他県と異なる独自の要望も無いことから、今後の当会議のあり方、開催の必要性や開催方法について協議が行われました。この件については、引き続き検討していくこととなりました。

全体は以上になりますが、議題1の日本海ブロック会議への提出議案について、もう少しご説明いたします。

58ページをご覧ください。これは、7月の委員会で委員の皆様方のご承認をいただいた「クロマグロの資源管理」について、日本海ブロック会議に共同提出するものになります。提案理由の部分につきましては、遊漁の現状について、昨今の状況を反映した内容に変更されています。記より下の要望事項につきまして簡単にご説明しますと、①漁獲枠の配分を見直す際には実績配分以外の観点も考慮、②定置網漁業などの沿岸漁業に対して、十分な漁獲枠の配分、③留保枠の有効活用や沿岸漁業への配分の配慮、漁獲枠の融通にかかる手続きの簡素化、④定置網による混獲回避や再放流技術の早期確立、⑤資源管理の取り組みに対する経営支援策の継続、⑥大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業の制限、⑦については、一部追加されておりまして、遊漁者及び遊漁船業者に対し、遊漁船業務主任者講習などの様々な機会を利用して、資源管理の制度及びその重要性について広く周知徹底し、小型魚の採捕禁止及び大型魚の迅速かつ正確な採捕数量の報告を徹底させるよう強く指導するほか、漁業者と一貫した管理とするなど、漁獲報告や通知、指導が的確に行われる体制を構築するとともに、違反者への取締を強化することとなっております。

次に、60ページをご覧ください。「沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整及び制限について」でございます。提案理由につきましては、安全操業を求める旨を追記しております。記の下の要望事項につきましては、①沿岸漁業者と大中型まき網漁業者間の話し合いの場を継続的に設定し、合意形成に向け指導・調整の実施、②沿岸漁業の重要な漁場周辺でのまき網漁業の規制や操業海域の見直しについて指導・調整の実施、③沿岸漁業者と大中まき網漁業者とで共通に漁獲される重要魚種の適切な資源管理、④大中型まき網漁業への日本海ブリ未成魚の漁獲制限措置、⑤灯船等へのVMS設置、⑥が新たに追加されまして、大中型まき網漁業者に対し、安全確保のため、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めることとなっております。

続きまして61ページをご覧ください。こちらは、7月の委員会で委員の皆様方のご承認をいただいた「外国船の取締強化と漁業者の安全確保について」の共同提案のものでございます。提案理由の部分につきましては、昨今の状況にあわせて文言が変更されています。記の下の要望事項については、昨年から変更は

なく、①大和堆など我が国排他的経済水域での違法外国船の取締、我が国漁船の安全確保、②大和堆の日韓暫定水域における海底清掃に係る民間合意への国の積極的関与、③放置漁具が十分回収できるように事業を拡充すること、となっております。

続きまして62ページをご覧ください。「ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について」でございます。提案理由については、昨年と同様でございます。記の下の要望事項については、一部追記されております。①海面利用者の安全確保のため、航行範囲の制限及び夜間航行の禁止、②ミニボート利用者への保険加入を促進し、操業妨害や救難活動の場合の損害補填、③が今回、新たに追加されまして、ミニボートの安全航行や漁船との衝突事故防止のための目印となる標旗及びレーダー反射板をある程度の高さに掲揚すること等を必須とすること、④ミニボート利用についての免許制度化とすること、安全設備の備え付けや安全講習の受講を義務づけるなど新たな対策の検討となっております。

続きまして63ページをご覧ください。「遊漁者に対する操業ルール作りと漁業との調整について」でございます。提案理由、要望事項については、遊漁者によるクロマグロの採捕規制に関して追記されております。記の下の要望事項につきましましては、①プレジャーボート等を利用する遊漁者に対する資源利用の実態の把握と適切かつ厳格な管理、②遊漁者に対する操業規制について、漁業者に対する規制との公平性の担保、③こちらは新たに追加されまして、遊漁の採捕規制を遵守させるため、厳罰規定を設けるなど関係法令を整備すること、④法令や規則、マナーの周知徹底を図るため遊漁者の把握や組織化の推進、遊漁と漁業の調整に対し実効性のある対策の実施となっております。

以上5議案を北陸4県5海区からの共同提案ということで、日本海ブロックに提出することになりました。

説明は以上になります。

新 谷 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

新 谷 会 長

質問やご意見等ないようであれば、次に、議題6の「7月・8月の許認可実績について」水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師

資料6に基づき説明

新 谷 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

坂 下 委 員

小型底びき網漁業の手繰第2種とは、どのような漁業ですか。

坂本主任技師 | 前回の許可公示の際にもご説明しましたが、七尾湾内で操業されている5トン未満の小型の底びき網漁業になります。対象魚種は魚類やエビ、ナマコ等になります。通常の底びき網と比べて、網の入り口部分にビームと呼ばれる棒が渡して取り付けられており、曳網の際にはいつでも口が開いている状態を保つことができるようになっているのが特徴で、船が旋回しても漁獲が可能な小回りの利く漁業です。

新谷会長 | そのほか、質問やご意見等がないようであれば、「その他」で何かございますか。

新谷会長 | なければ、事務局からお願いします。

山岸主任技師 | 次回の委員会についてご連絡いたします。次回は10月17日(火)、13時30分から、会場は県庁11階の1109会議室で開催したいと思います。

新谷会長 | 皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

新谷会長 | 以上をもちまして、本日の委員会を終了します。ご苦労様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員